

船舶事故調査報告書

平成31年4月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	遊泳者及び被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成30年8月28日 13時10分ごろ
発生場所	千葉県いすみ市の夷隅川河口付近 太東埼灯台から真方位241° 1,990m付近 (概位 北緯35° 18.0′ 東経140° 23.6′)
事故の概要	水上オートバイマックスは、浮体をえい航して遊走中、浮体が遊泳者に接触し、遊泳者及び浮体の搭乗者が負傷した。
事故調査の経過	平成30年8月30日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ マックス、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	232-42104千葉、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊（免許証失効中）
負傷者	軽傷 3人（遊泳者及び浮体の搭乗者2人）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風速 約3m/s、視界 良好 水象：川面 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、搭乗者2人（以下「搭乗者A」及び「搭乗者B」という。）を乗せたソファ型浮体（以下「本件浮体」という。）をえい航し、約20～30km/hの対地速力で遊走していた。</p> <p>本船は、船長が、遊泳者に接近していることに気付くのが遅れ、遊泳者を避けようと左旋回したものの、本件浮体が、遠心力によって右方に振られ、遊泳者に接触して搭乗者A及び搭乗者Bが落水し、遊泳者が肋骨骨折、搭乗者Aが左中指骨折、搭乗者Bが右上腕骨内側上顆骨折をそれぞれ負った。</p> <p>船長、搭乗者A及び搭乗者Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、本件浮体をえい航中、船長が、見張りを適切に行わずに遊走したことから、遊泳者に接近していることに気付くのが遅れ、左旋回したものの、本件浮体が遠心力によって右方に振られ、遊泳者に接触して搭乗者A及び搭乗者Bが落水し、遊泳者、搭乗者A及び搭乗者Bが負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、本件浮体をえい航中、船長が、見張りを適切に行わずに遊走したため、遊泳者に接近していることに気付くのが遅れ、左旋回したものの、本件浮体が遠心力によって右方に振られ、遊泳者に接触して搭乗者A及び搭乗者Bが落水したことにより発生したものと考えられる。

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 遊泳者等の近くでの遊走を控え、遊泳者に接近していることなどを早期に発見できるよう常時適切な見張りを行うこと。・ 浮体をえい航して旋回する場合、浮体が遠心力によって外側に振られることを考慮し、周囲の遊泳者等から十分な距離をとること。・ 小型船舶操縦免許証の更新手続を適切に行い、有効な免許証を保持した上で小型船舶を操縦すること。
--------------	---